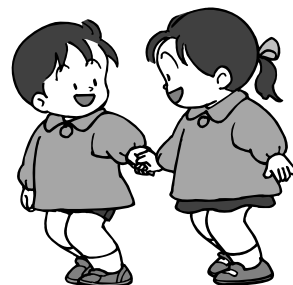


保育の実施を必要とする理由 **申込書にできるだけ具体的に記入ください。**

- 雇用されている場合、勤務先・就労時間・就労日数など。
- 内職の場合、その仕事の内容・従事する時間など。
- 農業の場合、耕作面積（水稻・野菜・園芸など）については各面積、その他植林の手入れなど。
- 漁業の場合、家庭内外でどんな仕事（手伝い）をしているか。えさつけ・網の修理など。
- 出産の場合、予定日又は予定月など。
- 病人看護などによる場合は、誰が誰の看護にあたるかなど。

◎申込書に添付する書類

- 給与所得者は平成20年分給与所得の源泉徴収票（写し可）
 - 入園児の両親及び同居している親族の就労証明書（源泉徴収票がある場合は、源泉徴収票を提出）
 - 出産の場合は母子健康手帳の写し・病気などの場合は医師の診断書
 - 平成21年1月2日以降に美波町へ転入される方は、転入前の住所地で平成20年度市町村民税の所得課税証明書の交付を受けてきてください。（源泉徴収票がある場合は、源泉徴収票を提出してください。）
- ◎ 保育園入園申込書等必要書類をお渡しする場所
各保育園または子どもセンター・役場住民福祉課・由岐支所住民室
- ◎ 4歳児・5歳児については、保育園または日和佐幼稚園を選択することができます。
詳しくは子どもセンター（☎77-0133）にお尋ねください。



■ 保育料に関すること

平成21年度の保育料については、詳しくは子どもセンター（☎77-0133）・由岐支所住民室（☎78-2212）へお尋ねください。[平成21年度の保育料を定める保育園徴収金（保育料）基準額表は、平成21年3月上旬頃確定予定です。]

児童に係る各種手当について

児童に係る各種手当についてみなさんご存じでしょうか？いずれの制度も自分から請求しなければ対象となりません。一度自分の受けている手当を見直し、請求を忘れている方は早めに請求してください。

- 【児童手当】** **対象者** 児童を養育している方に支給されます。
※ 所得制限があり、一定額以上の方には、支給されません。
- 支給期間** 児童が12歳に達した年度末まで
- 支給金額** 3歳未満 一律 10,000円
(月額) 3歳以上 第1・2子 5,000円
第3子以降 10,000円
- 【児童扶養手当】** **対象者** 父と生計を共にしていない児童を養育している方に支給されます。
※ 所得制限があり、一定額以上の方には、支給されません。
※ 公的年金をうけられる場合は、支給されません。
- 支給期間** 児童が18歳に達した年度末まで
- 支給金額** 児童数1人のとき 9,850円～41,720円
(月額) 児童数2人のとき 14,850円～46,720円
児童数3人のとき 17,850円～49,720円
児童数4人以上 3人の額に、1人につき3,000円加算
※ いずれの場合も、所得によって変動します。
- 【特別児童扶養手当】** **対象者** 障害児を養育している方に支給されます。
※ 所得制限があり、一定額以上の方には、支給されません。
- 支給期間** 20歳の誕生日の前月まで
- 支給金額** お問い合わせください

お問い合わせ先 役場住民福祉課（☎77-3614）、由岐支所住民室（☎78-2212）